

特定健診及び後期高齢者健診受診券等作成業務委託仕様書

1. 委託件名

特定健診及び後期高齢者健診受診券等作成業務委託

2. 委託期間

令和8年4月1日（火）から令和8年5月29日（金）まで

3. 納入期限

令和8年4月24日（金）

4. 委託業務の概要

かすみがうら市は受託者に委託業務に必要な電子データを提供し、特定健診及び後期高齢者健診受診券等作成業務（受診券等作成、データ印字（プログラム作成を含む）を委託する。

5. 委託業務内容

（1）特定健診等案内封書作成

ア) 作成仕様 A4仕上り巻き三つ折り・ふち糊圧着封書型
両面印字有 カラー一刷り
特定健診用、後期高齢者用の2種類

イ) 作成部数

1・特定健診用 5, 500枚（印字無しの予備分50枚納品を含む）

2・後期高齢者健診用 7, 000枚（印字無しの予備分50枚納品を含む）

ウ) 校 正 3回

(2) 特定健診等受診券作成

ア) 作成仕様 特定健診等案内封書一体型（色は、白・赤・黄緑）

両面印字有

特定健診用、後期高齢者用の2種類

イ) 作成部数

1・特定健診用 5, 500枚（印字無しの予備分50枚納品を含む）

2・後期高齢者健診用 7, 000枚（印字無しの予備分50枚納品を含む）

ウ) 校 正 3回

(3) 特定健診等案内封書のデータプリント仕様

ア) 印字枚数 約12, 500枚

イ) 作業内容

かすみがうら市が提供する電子データ（宛名データの提供は、納品日の5～7日前とする）に基づき（1）で作成する封書に対象者の宛名を印字する。

(4) 特定健診等受診券のデータプリント仕様

ア) 印字枚数 約12, 500枚

イ) 作業内容

かすみがうら市が提供する電子データ（データの提供は、納品日の5～7日前とする）に基づき、受診対象者を抽出し、（2）で作成する受診券用紙に印字する。
(印字内容については別途協議)

※特定健診（年度年齢40歳～75歳）対象者、後期高齢者健診（年度年齢76歳～）対象者ごとに郵便番号別の50音順で仕分ける。

※印字作業での注意

65歳以上75歳未満の方で、障害認定を受け、後期高齢者健診に該当する方がいますので、印字する際にご注意願います。

6. 委託条件

- (1) 受託者及び委託業務従事者は、委託業務の実施に当たって、条例、規則、その他関係法令を十分遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、かすみがうら市が提供する電子データを善良な管理者の注意を持って保管しなければならず、当該データを委託業務の目的以外に使用し、貸し出し、複写

するなどの行為をしてはならない。

- (3) 受託者は、かすみがうら市の定める個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (4) 受託者は、この業務による個人情報に絡む処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。
- (5) 受託者は、委託業務の実施により知り得た業務内容の一切を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 印字の際の用紙の予備については、受託者が確保すること。
- (7) 作業期間中に印字テスト品を提供すること。

7. 納品

- (1) 封入封緘された封筒は、特定健診対象者、後期高齢者健診対象者ごとの郵便番号別の50音順で、郵便区内特別料金(4)が利用できる仕分けを行い、納品すること。
- (2) 特定健診対象者40歳～74歳、後期高齢者健診対象者ごとで郵便局(石岡局(315-)、出島局(300-01)、田伏局(300-02))ごとに内訳数を提示すること。
- (3) 管理番号を付与したデータを提供すること。
- (4) 管理番号を表示した荷札を段ボールに貼ること。
- (5) かすみがうら市保健センターに納品すること。

8. その他

- ・この仕様書に定めない事項又は疑義が生じた場合は、かすみがうら市及び受託者で協議のうえ、決定するものとする。